

日本470協会 国内規則

クラス規則 A.11.1 より

オーナー名義の有効な計測証明書がある場合を除き、艇はクラスのレースに参加してはならない。オーナーが日本470協会の現会員である場合のみ、計測書面は有効である。

1. 《Measurement Certificate including Measurement Form(以下 MC/MF)》の有効性

日本470協会の団体会員でない団体が所有者として登録した艇の MC/MF は、その艇を使用する競技者がその団体の所属員であり、且つ日本470協会の個人会員である場合には、クラス規則11.1の規定により無効とされることはありません。(注: 日本470協会の団体会員とは、弊協会規定により学生団体のみ登録可能である。都道府県連盟・会社・自治体等に所属する者は、個人会員である。)

2. MC/MF の取扱い ※(2011 年 7 月 29 日以前に登録された艇は MC/MF と共に計測登録証明書も必須書類になります。)

- 2.1 MC/MF は、オーナーの皆さんが所有する470級ヨットの正当性を証明する重要な書類です。紛失や棄損の無いように大切に扱ってください。クラブ管理者の交代の際には確実に引継ぎをしてください。再発行には手数料が必要です。
- 2.2 売却等によって所有者が変更になった場合、旧オーナーから艇体と共に必ず MC/MF を受け取ってください。
- 2.3 レース参加時、艇体と異なったセール番号を使用する場合には、双方の MC/MF の提示が必要になります。
- 2.4 レース参加時に提示する MC/MF は原本でなければならない。(コピーは認められない)

3. MC/MF の各種手続き ※(2011 年 7 月 29 日以前に登録された艇は MC/MF と共に計測登録証明書も必須書類になります。)

3.1 名義変更

売却等によって所有者が変更になった場合は、協会宛に必ず名義変更の手続きをお申込ください。

3.2 再発行

協会宛に、MC/MF 再発行手続きをお申込ください。

3.3 名義変更がない場合の OWNER'S DECLARATION 記載の住所及びサインの変更

例1: 団体で所有している艇の責任者が変更となった場合

例2: 引越などで住所変更があった場合

協会宛に、OWNER'S DECLARATION 記載の住所及びサインの変更手続きをお申込ください。

3.4 ISAF プラークの再発行

協会宛に、ISAF 再発行手続きをお申込ください。

注: 英国から取り寄せる関係で他の手続きと異なり、発行まで時間を要します。ご注意ください。

3.5 申込み方法

下記メールアドレスに必要事項を記入した計測事務手続き申込書(協会 HP よりダウンロード)を添付し、お申込みをしてください。

各種手続き申込み先

E-mail : 470jp-keisoku@freeml.com

詳細手続きの流れに関しては、別途 『計測事務手続きの流れ』を参照ください。

※通常、計測事務手続きはお申込み後(MC/MF 到着後)、約2週間必要です。混雑状況により異なります。

※各種手続きは、入金確認後の発行及び郵送とさせていただきますので、ご了承ください。

4. 艇体新規登録手続き

4.1 MC/MF の MC OWNER'S DECLARATION 記入の上、協会宛に艇体新規登録手続きをお申込ください。
オフィシャルセイルナンバーが発行されます。

4.2 申込み方法

下記メールアドレスに必要事項を記入した艇体新規登録申込書（協会 HP よりダウンロード）を添付し、お申込みをしてください。

申込み先

E-mail : 470jp-keisoku@freeml.com

詳細手続きの流れに関しては、別途 『艇体新規登録手続きの流れ』を参照ください。

※通常、艇体新規登録手続きはお申込み後（MC/MF 到着後）、約2週間必要です。混雑状況により異なります。

※手続きは、入金確認後の発行及び郵送とさせていただきますので、ご了承ください。

5. 計測関連事務手数料

①艇体新規登録（オフィシャルセイルナンバー発行）料	¥10,000-
②MC/MF 名義変更料	¥5,000-
③MC/MF 再発行料	¥7,000-
④名義変更がない場合の OWNER'S DECLARATION 記載の住所及びサインの変更料	¥2,000-
⑤ISAF プラーク再発行料	（ISAF プラークステッカー代）＋（英ポンド建手数料実費）＋¥5,000-

6. 実測計測手数料

- 6.1 艇体（全計測または同等の内容で計測書式の証明を必要とする場合）.....¥30,000＋別途（計測員交通費他）
6.2 艇体部分計測（計測書式の証明）.....内容により¥3,000～¥20,000＋別途（計測員交通費他）
（例：帆走重量 ¥5,000-） ※計測料は計測機材の準備状況等によって増減する。

1993年1月21日制定

2011年10月1日改定

2012年6月1日改定